# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名	
45	ひとり親家庭等医療費助成に関する事務書	重点項目評価

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、ひとり親家庭等医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

横浜市長

## 公表日

令和3年2月26日

[平成30年5月 様式3]

# 項目一覧

Ι	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(另	添1)特定個人情報ファイル記録項目
ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続
	则添2) 変更簡所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	ひとり親家庭等医療費助成に関する事務	
	ひとり親家庭等医療費助成に関する事務は、横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(平成3年12月条例第55号)に基づき、ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成することにより、その生活の安定及び自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする制度である。ただし、当該ひとり親又は養育者の所得が、規則で定める額以上である場合、助成は行わない。※用語の定義については下記条例第2条参照 ※助成対象については、下記条例第4条参照なお、特定個人情報は次の事務に利用している。	
	・市外からの転入者の保護者の税情報を確認するために、情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会を行う。 ・当該事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条及び第19条で 定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。	
	※横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(抜粋) 第2条 この条例において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、20歳 未満で規則で定める程度の障害の状態にある者又は20歳未満で規則で定める学校に在学している者 をいう。	
②事務の内容	2 この条例において「ひとり親」とは、次のいずれかに該当する児童(規則で定める状態にある児童を除く。)の父又は母で、その児童を監護するものをいう。 (1) 父又は母が死亡した児童 (2) 父母が婚姻を解消した児童 (3) 父又は母が規則で定める障害の状態にある児童 (4) 父又は母の生死が明らかでない児童	
	(5) その他前各号に準ずる状態にある児童で規則で定めるもの 3 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であって、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4第1項に規定する里親(以下「小規模住居型児童養育事業を行う者等」という。)以外のものをいう。 (1) 父母が死亡した児童 (2) 父母が監護しない前項各号に掲げる児童	
	第4条 横浜市は、対象者が医療取扱機関において保険各法により医療を受ける場合に要する費用(食事療養に係る費用を除く。)のうち、対象者が負担すべき額(以下「自己負担額」という。)に相当する額を助成する。	
	2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、助成は行わない。 (1) ひとり親又は養育者(以下「ひとり親等」という。)の前々年の所得が、その者の所得税法(昭和40年 法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該ひとり親 等の扶養親族等でない児童でひとり親等が前々年の12月31日において生計を維持したものの有無及び 数に応じて、規則で定める額以上であるとき。	
	(2) ひとり親等の配偶者の前々年の所得又はそのひとり親等の民法(明治29年法律第89号)第877条第 1項に定める扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするものの前々年の所得が、その者の扶養親 族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。	
③対象人数	<選択肢>	

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム			
システム1			
①システムの名称	ひとり親サブシステム		
②システムの機能	ひとり親サブシステムは、既存住民基本台帳システム、税務システムと連携し、対象者の資格の管理を行う。 (1)住民基本台帳情報取得機能 住民基本台帳の情報を取得し、対象者の4情報や対象者間の関係を確認する。 (2)業務固有番号取得機能 対象者の業務固有番号を取得する。 (3)資格管理機能 対象者の資格の取得及び却下・喪失情報を管理する。児童・ひとり親・養育者の4情報を管理する。 (4)証発行機能 ひとり親医療証の発行及び発行履歴の管理を行う。 (5)職員認証・権限管理機能 ひとり親サブシステムの利用者を認証し、権限を管理する機能。		
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム		
③他のシステムとの接続	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ 〇] 既存住民基本台帳システム		
	[ ] 宛名システム等 [ 〇 ] 税務システム		
	[ ]その他 ( )		
システム2~5			
システム2			
①システムの名称	統合番号連携システム		
②システムの機能	統合番号連携システムは、中間サーバー、既存業務システム等と連携し、特定個人情報の照会及び提供等の業務を実現する。 統合番号とは、本市において一意に個人を特定する団体内統合宛名番号のことをいう。 (1) 統合番号・個人番号・業務固有番号・4情報(住所、氏名、性別、生年月日)を紐づけて管理する機能。 (2) 符号管理機能 符号取得要求を中間サーバーに対して行う機能。 (3) 情報照会側機能 特定個人情報の照会業務を行うための機能。 (4) 情報提供側機能 特定個人情報の提供業務を行うための機能。 (5) 中間サーバーの稼働状況を確認する機能。 (6) 個人番号・統合番号変換機能 個人番号を保有しない既存業務システムのために必要となる番号変換機能。 (7) データ連携機能 既存業務システムと中間サーバー間のデータ連携機能。 (8) データ変換機能 文字コード及びファイルフォーマットを変換する機能。 (9) 職員認証・権限管理機能 統合番号連携システムの利用者を認証し、権限を管理する機能。		
③他のシステムとの接続	<ul> <li>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム</li> <li>[ ○ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li>[ ○ ] 死名システム等</li> <li>[ ○ ] その他</li> <li>( 中間サーバー、既存業務システム</li> </ul>		

システム3		
①システムの名称	中間サーバー	
②システムの機能	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、統合番号連携システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会、及び各情報保有機関への情報提供等の業務を実現する。 (1) 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 (2) 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 (3) 情報提供機能 情報提供表別の受領)を行う機能。 (3) 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 (4) 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合番号連携システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 (6) 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 (7) データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 (8) セキュリティ管理機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、プラインを再開を高いて連携するための機能。 (9) 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 (10) システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。	
③他のシステムとの接続	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 庁内連携システム         [ O ] 宛名システム等       [ ] 税務システム         [ ] その他 ( )       )	
システム4		
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム	
②システムの機能	(1) 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報 の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 (2) 地方公共団体情報システム機構(以下、「機構」という。)への情報照会 全国サーバーに対して個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該 当する個人の本人確認情報を受領する。	
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ O ]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [ ]税務システム [ ]その他 ( )	

## 3. 特定個人情報ファイル名 1. ひとり親サブシステムファイル 2. 統合番号連携ファイル 4. 個人番号の利用 ※ ·番号法第9条第2項 法令上の根拠 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する 条例(平成27年9月横浜市条例第52号)第4条第1項 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 ①実施の有無 [ 実施する ] 【情報照会】 ②法令上の根拠 番号法第19条第8号 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署 健康福祉局生活福祉部医療援助課 ②所属長の役職名 医療援助課長 7. 他の評価実施機関 なし

# Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名

1. ひとり親サブシステムファイル			
2. 基本	2. 基本情報		
①ファイル	<b>ルの種類 <u>※</u></b>	く選択肢> [ システム用ファイル ] 1)システム用ファイル 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象と	なる本人の範囲 ※	児童及びひとり親及び養育者	
	その必要性	ひとり親家庭等の医療費助成の対象者として給付を受ける資格期間の確認やひとり親医療証の発行履 歴の確認に必要であるため。	
④記録さ	れる項目	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>50項目以上100項目未満</li><li>3)50項目以上100項目未満</li><li>4)10項目以上</li></ul>	
	主な記録項目 ※	<ul> <li>・識別情報         <ul> <li>「</li></ul></li></ul>	
	その妥当性	その他識別番号・・・管理する対象の個人を特定するため 4情報・・・管理する対象の個人を特定するため 連絡先・・・対象者と連絡をとる際に必要であるため その他住民票関係情報・・・管理する対象の個人を特定するため 医療保険関係情報・・・ひとり親家庭等の医療費助成制度は、保険本体の給付金を除いた部分を助成する制度のため 児童福祉・子育て関係情報・・・児童扶養手当の受給状況を確認するため 生活保護・・・生活保護の受給状況を確認するため 年金関係情報・・・年金世帯の資格を判定するため 災害関係情報・・・被災者であることを確認するため 対象者判定所得・・・ひとり親家庭等の医療費助成の資格判定を行うため	
	全ての記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開	始日	平成29年1月1日	
⑥事務担当部署		健康福祉局生活福祉部医療援助課	

3. 特定個	人情報の入手・	使用
①入手元 <del>※</del>		[〇]本人又は本人の代理人
		[ O ] 評価実施機関内の他部署 ( 市民局窓ロサービス課、財政局税務課、健康福祉局 保険年金課及び同局医療援助課、各区生活支援課 )
		[ ]行政機関·独立行政法人等 ( )
		[ ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( )
		[ ]民間事業者 ( )
		[ ]その他 ( )
		[O]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ
<b>②</b> 1 ≠±±	<u>.</u>	[ ]電子メール [ 〇 ]専用線 [ ]庁内連携システム
②入手方法	<u> </u>	[ ]情報提供ネットワークシステム
		[ <b>O</b> ] その他 ( ホストコンピュータ内の磁気ディスク装置を介して行う。 )
③使用目的	) <b>※</b>	ひとり親家庭等の医療費助成の資格管理、支給決定
④使用の主	使用部署	横浜市役所健康福祉局生活福祉部医療援助課 鶴見区役所福祉保健センター保険年金課 神奈川区役所福祉保健センター保険年金課 西区役所福祉保健センター保険年金課 中区役所福祉保健センター保険年金課 港南区役所福祉保健センター保険年金課 提上ケ谷区役所福祉保健センター保険年金課 旭区役所福祉保健センター保険年金課 過子区役所福祉保健センター保険年金課 金沢区役所福祉保健センター保険年金課 金沢区役所福祉保健センター保険年金課 港北区役所福祉保健センター保険年金課 港北区役所福祉保健センター保険年金課 清葉区役所福祉保健センター保険年金課 清葉区役所福祉保健センター保険年金課 が第二のでは、おいては、おいては、おいては、おいては、おいては、おいては、おいては、おいて
	使用者数	<選択肢> [ 500人以上1,000人未満 ] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		ひとり親家庭等医療費助成の資格情報を適正に管理し、それを基に療養の給付を受ける期間を併せて把握することで、ひとり親家庭等医療費助成制度の健全な運営を行う。
1	青報の突合	住所、氏名、生年月日等を基に突合し、住基個人コードにて紐付けを行っている。住民基本台帳システムや税務システムに情報提供や情報照会する際に個人を特定するために利用する。
⑥使用開始	计日	平成29年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[       委託する       ]       <       (選択肢>         (       6)件
委託	事項1	運用業務委託
①委託内容		システムの管理作業及び処理作業等。 ファイルのバックアップ作業、データの一括更新作業などの運用業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。
②委割	託先における取扱者数	<選択肢>
③委i	託先名	未定
	④再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑤再委託の許諾方法	番号法第10条第1項(再委託)において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。 横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑥再委託事項	運用支援業務
委託	事項2~5	
委託事項2		保守業務委託
①委託内容		システムの改修作業等。 プログラムの改修作業などの保守業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。
②委託先における取扱者数		<選択肢>
③委託先名		未定
再委託	④再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条 ・個人情報取扱特記事項 第8条 ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条
	⑥再委託事項	保守支援業務

委託	事項3	オペレーション業務委託
①委託内容		システムの処理実行作業及び監視作業等。 処理の実行、監視などのオペレーション業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的 な知識を有する人員を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。
②委i	託先における取扱者数	<ul> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>10人以上50人未満</li> <li>10人以上50人未満</li> <li>3)50人以上100人未満</li> <li>4)100人以上500人未満</li> <li>5)500人以上1,000人未満</li> <li>6)1,000人以上</li> </ul>
③委詰	托先名	未定
	④再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑤再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条 ・個人情報取扱特記事項 第8条 ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条
	⑥再委託事項	オペレーション支援業務
委託	事項4	データ保管業務委託
		データの滅失等に備えたバックアップデータの保管及び保管施設までの運搬。
①委請	托内容	本市データセンターと同時に被災する可能性が低い遠隔地にバックアップ用データを保管するにあたり、媒体保管のための専用施設及び人員を確保することが可能となる。
	託内容 託先における取扱者数	
②委言		り、媒体保管のための専用施設及び人員を確保することが可能となる。
②委言	託先における取扱者数	り、媒体保管のための専用施設及び人員を確保することが可能となる。 < <u>く選択肢&gt;</u> [ 10人以上50人未満 ] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
②委言	託先における取扱者数 託先名	り、媒体保管のための専用施設及び人員を確保することが可能となる。  <選択肢>  (選択肢>  (10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上  未定  会選択肢>

委託事項5		ひとり親医療証等帳票印刷業務委託
①委託内容		毎年のひとり親医療証等の帳票の印刷作業及び搬送作業。 帳票の印刷業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員及び印刷用設備を確保し、安価かつ効率的に業務を運用することが可能となる。
②委託先における取扱者数		<選択肢>
③委詞	托先名	未定
再	④再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託	事項6~10	
委託事項6		ひとり親医療証等封入封緘業務委託
①委託内容		毎月のひとり親医療証等の封入封緘及び搬送作業。 帳票の封入封緘業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員及 び封入封緘用設備を確保し、安価かつ効率的に業務を運用することが可能となる。
②委託先における取扱者数		<選択肢>
③委託先名		未定
再委託	④再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
担供おきの大無	[ ]提供を行っている ( )件 [ 〇 ]移転を行っている ( 4)件	
提供・移転の有無	[ ] 行っていない	
提供先1		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 3) 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲		
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線	
   ⑥提供方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙	
	[ ]その他 ( )	
a		
⑦時期·頻度		
7時期·頻度 移転先1	健康福祉局生活福祉部生活支援課	
	健康福祉局生活福祉部生活支援課 ・番号法第19条第8号 別表第二第26項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する 条例(平成27年9月横浜市条例第52号)第4条第3項	
移転先1	・番号法第19条第8号 別表第二第26項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する	
移転先1 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二第26項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例(平成27年9月横浜市条例第52号)第4条第3項 生活保護支給決定時の資料 ひとり親家庭等の医療費助成の資格情報	
移転先1  ①法令上の根拠  ②移転先における用途  ③移転する情報  ④移転する情報の対象となる	・番号法第19条第8号 別表第二第26項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例(平成27年9月横浜市条例第52号)第4条第3項 生活保護支給決定時の資料 ひとり親家庭等の医療費助成の資格情報 <選択肢> 1) 1万人未満	
移転先1  ①法令上の根拠  ②移転先における用途  ③移転する情報  ④移転する情報の対象となる 本人の数	・番号法第19条第8号 別表第二第26項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する 条例(平成27年9月横浜市条例第52号)第4条第3項 生活保護支給決定時の資料 ひとり親家庭等の医療費助成の資格情報    (選択肢>   1) 1万人未満   1) 1万人以上10万人未満   2) 1万人以上100万人未満   4) 100万人以上1,000万人未満   4) 100万人以上1,000万人未満	
移転先1  ①法令上の根拠  ②移転先における用途  ③移転する情報  ④移転する情報の対象となる 本人の数  ⑤移転する情報の対象となる	・番号法第19条第8号 別表第二第26項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する 条例(平成27年9月横浜市条例第52号)第4条第3項  生活保護支給決定時の資料  ひとり親家庭等の医療費助成の資格情報  【 1万人未満	
移転先1  ①法令上の根拠  ②移転先における用途  ③移転する情報  ④移転する情報の対象となる 本人の数  ⑤移転する情報の対象となる 本人の数	・番号法第19条第8号 別表第二第26項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する 条例(平成27年9月横浜市条例第52号)第4条第3項 生活保護支給決定時の資料 ひとり親家庭等の医療費助成の資格情報  【	
移転先1  ①法令上の根拠  ②移転先における用途  ③移転する情報  ④移転する情報の対象となる 本人の数  ⑤移転する情報の対象となる	・番号法第19条第8号 別表第二第26項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する 条例(平成27年9月横浜市条例第52号)第4条第3項 生活保護支給決定時の資料 ひとり親家庭等の医療費助成の資格情報  【 1万人未満	
移転先1  ①法令上の根拠  ②移転先における用途  ③移転する情報  ④移転する情報の対象となる 本人の数  ⑤移転する情報の対象となる 本人の数	・番号法第19条第8号 別表第二第26項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する 条例(平成27年9月横浜市条例第52号)第4条第3項  生活保護支給決定時の資料  ひとり親家庭等の医療費助成の資格情報  【 1万人未満 】 2)1万人以上10万人未満	

移転先2~5		
移転先2	健康福祉局生活福祉部生活支援課	
①法令上の根拠	<ul><li>・番号法第9条第2項</li><li>・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例(平成27年9月横浜市条例第52号)第4条第2項</li></ul>	
②移転先における用途	生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務の資料	
③移転する情報	ひとり親家庭等の医療費助成の資格情報	
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 1万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	ひとり親家庭等の医療費助成の資格を有する対象者のうち、生活に困窮する外国人に対する保護の措置の申請を行った世帯に属する者	
	[ ]庁内連携システム [ ]専用線	
⑥移転方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
<b>⊕19∓Δ7</b>	[ ] フラッシュメモリ [ 〇 ] 紙	
	[ ]その他 ( )	
⑦時期·頻度	随時	
移転先3	健康福祉局生活福祉部生活支援課	
①法令上の根拠	<ul><li>・番号法第19条第8号 別表第二第87項</li><li>・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例(平成27年9月横浜市条例第52号)第4条第3項</li></ul>	
②移転先における用途	中国残留邦人等支援給付等に関する事務の資料	
③移転する情報	ひとり親家庭等の医療費助成の資格情報	
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 1万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	ひとり親家庭等の医療費助成の資格を有する対象者のうち、中国残留邦人等支援給付等の申請を行った世帯に属する者	
	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線	
⑥移転方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
<b>⊕19</b> #4/]/ <b>A</b>	[ ] フラッシュメモリ [ 〇 ] 紙	
	[ ]その他 ( )	
⑦時期·頻度	随時	

保管場所 ※	移転先4	健康福祉局生活福祉部医療援助課					
③移転する情報  ②移転する情報の対象となる 本人の数  「1万人未満 1 1万人未満 2 1万人以上10万人未満 3 10万人以上100万人未満 4 100万人以上100万人未満 3 10万人以上100万人未満 3 10万人以上100万人未満 4 100万人以上100万人未満 5 1000万人 以上100万人未満 5 1000万人 以上1000万人未満 6 100万人以上1000万人未満 6 100万人以上1000万人未満 6 100万人以上1000万人未満 6 100万人以上1000万人未満 7 100万人以上1000万人未満 7 100万人以上1000万人未満 7 100万人以上1000万人未満 7 100万人以上1000万人未満 7 100万人以上1000万人未満 8 100万人以上1000万人未満 8 100万人以上1000万人未満 7 100万人以上1000万人未満 7 100万人以上1000万人未満 8 100万人以上1000万人未満 8 100万人以上1000万人未満 8 100万人以上1000万人未満 8 100万人以上1000万人未満 8 100万人以上1000万人未満 8 100万人以上100万人未満 9 100万人以上100万人未満 9 100万人以上100万人未満 9 100万人以上100万人未満 9 100万人以上100万人大 9 100万人以上100万人大 9 10万人以上100万人大 9 10万人以上100万人大 9 10万人以上100万人大 9 10万人以上100万人大 9 10万人以上100万人以上100万人大 9 10万人以上100万人大 9 10万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人大 9 10万人以上100万人以上100万人以上100万人、100万人以上100万人未满 9 10万人以上100万人,上100万人以上100万人未满 9 10万人以上100万人未满 9 100万人以上100万人未满 9 100万人以上100万人未满 9 100万人以上100万人未满 9 100万人以上100万人未满 9 100万人以上100万人未满 9 100万人以上100万人以上100万人未满 9 10万人以上100万人,上100万人以上10万万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上10万人以上100万人以上100万人以上100万人以上10万人	①法令上の根拠	・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する					
(	②移転先における用途	横浜市小児の医療費助成に関する事務の資料					
<ul> <li>④移転する情報の対象となる本人の数</li> <li>「万人未満」</li> <li>「万人以上10万人未満」</li> <li>「万人以上100万人未満」</li> <li>10万人以上1000万人未満」</li> <li>1000万人以上1000万人未満」</li> <li>1000万人以上1000万人未満」</li> <li>1000万人以上1000万人未満」</li> <li>1000万人以上1000万人未満」</li> <li>1000万人以上1000万人未満」</li> <li>1000万人以上1000万人以上</li> <li>「日子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</li> <li>「日本子・ル」「日本子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</li> <li>「ロールストコンピュータ内の磁気ディスク装置を介して行う。」</li> <li>「中期・頻度</li> <li>「ロールストコンピュータ内の磁気ディスク装置を介して行う。」</li> <li>「中期・頻度</li> <li>「中期・頻度</li> <li>「中期・頻度</li> <li>「ロールストコンピュータ内の磁気ディスク装置を介して行う。」</li> <li>「ボータセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。・データセンターへの入りは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている透隔地にて保管する。・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送する。・申請書及び届出書等の継媒体については、鍵のかかるロッカーや保管庫に保管する。〈中間サーバーブラットフォームにおける措置〉・中間サーバーブラットフォームにおける措置)・中間サーバーブラットフォームにおける措置)・中間サーバーブラットフォームにおける措置)・中間サーバーブラットフォームにおける措置)・中間サーバーブラットフォームにおける措置)・中間サーバーブラットフォームにおける措置)・中間サーバーブラットフォームにおける措置)・中間サーバーブラットフォームにおける措置)・中間サーバーブラットフォームにおける措置)・中間サーバーブラットフォームにおける措置)・中間サーバーブラットフォームにおける措置)・中間サーバーブラットフォームにおける措置)・中間サーバーブラットフォームにおける措置)・中間サーバーブラットフォームにおける措置)・中間サーバーブラットフォームにおける措置)・中間サーバーブラットフォームにおける措置)・中間サーバーブラットフォームにおける措置)・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータペース内に保存され、バックアップ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータペース内に保存され、バックアップ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータペース内に保存され、バックアップ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータペース内に保存され、バックアップ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータペース内に保存されたりでは、またりに対しませたりでは、またりに対します。</li> </ul>	③移転する情報	ひとり親家庭等の医療費助成の資格情報					
本人の範囲		1)1万人未満 2)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満					
<ul> <li>⑥移転方法</li> <li>[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</li> <li>[ ]フラッシュメモリ [ ○ ] 紙</li> <li>[ ○ ]その他 (ホストコンピュータ内の磁気ディスク装置を介して行う。 )</li> <li>⑦時期・頻度</li> <li>随時</li> <li>6. 特定個人情報の保管・消去</li> <li>〈横浜市における措置〉・新国民健康保険システム(ひとり親サブシステムを含む)のサーバー機器はデータセンターに設置する。・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。・パックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管する。・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送する。・申請書及び届出書等の紙媒体については、鍵のかかるロッカーや保管庫に保管する。〈中間サーバー・ブラットフォームにおける措置〉・中間サーバー・ブラットフォームにおける措置〉・中間サーバー・ブラットフォームにおける措置〉・・中間サーバー・ブラットフォームにおける措置〉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>							
6. 特定個人情報の保管・消去  - 《横浜市における措置》 ・新国民健康保険システム(ひとり親サブシステムを含む)のサーバー機器はデータセンターに設置する。 ・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管する。・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送する。・申請書及び届出書等の紙媒体については、鍵のかかるロッカーや保管庫に保管する。 < 中間サーバ・・ブラットフォームにおける措置 > ・中間サーバ・・ブラットフォームはボータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップ	⑥移転方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ O ] 紙					
(横浜市における措置) ・新国民健康保険システム(ひとり親サブシステムを含む)のサーバー機器はデータセンターに設置する。 ・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管する。・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送する。・申請書及び届出書等の紙媒体については、鍵のかかるロッカーや保管庫に保管する。〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップ	⑦時期·頻度	随時					
・新国民健康保険システム(ひとり親サブシステムを含む)のサーバー機器はデータセンターに設置する。 ・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。 ・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。 ・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管する。 ・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送する。 ・申請書及び届出書等の紙媒体については、鍵のかかるロッカーや保管庫に保管する。 〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップ	6. 特定個人情報の保管・	消去					
フ 借 <del>支</del>		・新国民健康保険システム(ひとり親サブシステムを含む)のサーバー機器はデータセンターに設置する。 ・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。 ・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。 ・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管する。 ・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送する。 ・申請書及び届出書等の紙媒体については、鍵のかかるロッカーや保管庫に保管する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップ					

なし

## Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

全ての記録項目

5保有開始日

別添1を参照。

平成27年10月5日

#### 1. 特定個人情報ファイル名 2. 統合番号連携ファイル 2. 基本情報 1) システム用ファイル ①ファイルの種類 ※ Γ システム用ファイル 1 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 ②対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ] 5) 1.000万人以上 ・住民基本台帳法第5条に基づき本市住民基本台帳に記録された住民(以下、住民登録内の者) ・住民基本台帳に記録されていた者で転出・死亡等の事由により住民票が消除された者(死亡による消 ③対象となる本人の範囲 ※ 除を除く。)または本市住民基本台帳に未記録の者のうち本市の業務上必要な者(以下、住民登録外の 者)のうち、本市で個人番号を把握した者。 ・個人の特定を正確かつ効率的に行う必要がある。 ・番号法第19条第8号に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会業務を行う必要があ その必要性 る。 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 ④記録される項目 10項目未満 ] 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 識別情報 [〇]個人番号 [ ]個人番号対応符号 [ 〇 ] その他識別情報(内部番号) •連絡先等情報 [〇]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ]連絡先(電話番号等) [ 〇 ] その他住民票関係情報 \*業務関係情報 主な記録項目 ※ ] 国税関係情報 [ ] 地方税関係情報 [ ]健康•医療関係情報 ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報 ↑生活保護・社会福祉関係情報 「 ↑介護・高齢者福祉関係情報 ]雇用•労働関係情報 [ ]年金関係情報 [ ] 学校·教育関係情報 Γ ] 災害関係情報 ] その他 ( ) 個人番号、4情報、その他識別情報(内部番号):対象者を正確に特定するために保有する。 その妥当性 その他住民票関係情報:統合番号連携システムの画面上で、DV被害者等の理由による自動応答不可 の状況及びその理由等を表示するために保有する。

⑥事務担当部署	横浜市役所健康福祉局生活福祉部医療援助課 鶴見区役所福祉保健センター保険年金課 神奈川区役所福祉保健センター保険年金課 西区役所福祉保健センター保険年金課 中区役所福祉保健センター保険年金課 港南区役所福祉保健センター保険年金課 提土ケ谷区役所福祉保健センター保険年金課 他区役所福祉保健センター保険年金課 ・金沢区役所福祉保健センター保険年金課 ・金沢区役所福祉保健センター保険年金課 ・本区役所福祉保健センター保険年金課 ・本区役所福祉保健センター保険年金課 「本区役所福祉保健センター保険年金課 「本区役所福祉保健センター保険年金課 「本区役所福祉保健センター保険年金課 「本区役所福祉保健センター保険年金課 「本区役所福祉保健センター保険年金課 「本区役所福祉保健センター保険年金課」 「本区役所福祉保健センター保険年金課」 「本区役所福祉保健センター保険年金課」 「本区役所福祉保健センター保険年金課」 「本区役所福祉保健センター保険年金課」 「本区役所福祉保健センター保険年金課」 「本区役所福祉保健センター保険年金課」 「本区役所福祉保健センター保険年金課」 「本区役所福祉保健センター保険年金課」 「本区役所福祉保健センター保険年金課」 「本区役所福祉保健センター保険年金課」 「本区役所福祉保健センター保険年金課」 「本区役所福祉保健センター保険年金課」
3. 特定個人情報の入手・	· 使用
①入手元 ※	[○]本人又は本人の代理人 [○]評価実施機関内の他部署 (市民局窓ロサービス課が管理する住民基本台帳) []行政機関・独立行政法人等 () []地方公共団体・地方独立行政法人 () []民間事業者 () [○]その他 (地方公共団体情報システム機構が管理する住民基本台帳ネットワークシス)
②入手方法	[O]紙       [O]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)       [ ]フラッシュメモリ         [ ]電子メール       [O]専用線       [O]庁内連携システム         [ ]情報提供ネットワークシステム       [O]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
③使用目的 ※	ひとり親家庭等の医療費助成の資格情報の管理
使用部署	横浜市役所健康福祉局生活福祉部医療援助課館見区役所福祉保健センター保険年金課神奈川区役所福祉保健センター保険年金課西区役所福祉保健センター保険年金課市区役所福祉保健センター保険年金課港南区役所福祉保健センター保険年金課とでのでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個
使用者数	<選択肢> [ 500人以上1,000人未満 ] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

⑤使用	用方法	<ul> <li>・統合番号を生成する。</li> <li>住民登録内の者の分:住民基本台帳への記載時にシステム間の連携によりデータを受信・登録し、統合番号を生成する。</li> <li>住民登録外の者の分:当該事務で必要となった者を統合番号連携システムへ登録した際に、統合番号を生成する。</li> <li>・生成した統合番号を登録元及び中間サーバーへ送信する。</li> <li>・統合番号並びに個人番号及び業務固有番号を紐付けて管理することにより、効率的に個人を特定する。</li> <li>・統合番号を用いて、情報照会を行う。</li> </ul>				
	情報の突合	個人番号、4情報、統合番号及び業務固有番号を相互に突合し、個人を特定する。				
6使用	月開始日	平成27年10月5日				
4. 特	定個人情報ファイルの					
委託0	)有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない ( 3)件				
委託	事項1	運用保守業務委託				
①委託	· 托内容	システムの管理作業及び処理作業並びに改修作業等 ファイルのバックアップ作業、データの一括更新作業などの運用業務を行うにあたり、民間事業者に委 託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。				
②委託	<b>モ先における取扱者数</b>	<選択肢>				
③委託	<b>托先名</b>	日本ソフトウェアマネジメント株式会社				
	④再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない				
再委託	⑤再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)				
	⑥再委託事項	システム運用保守支援業務				
委託事項2~5						
<b>委託事項2</b> オペレーション業務委託						
①委託内容		システムの処理実行作業及び監視作業等。 処理の実行、監視などのオペレーション業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な 知識を有する人員を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。				
②委託先における取扱者数 [ 10人以上50人未満 ] 1)10人未満 2)10人以上 3)50人以上100人未満 4)100人以上		10人以上30人米綱				
③委託	<del></del>	株式会社SH-Net				

	④再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない					
再委託	⑤再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)					
	⑥再委託事項	オペレーション支援業務					
委託	事項3	データ保管業務委託					
①委言	託内容	データの滅失等に備えたバックアップデータの保管及び保管施設までの運搬。本市データセンターと同時に被災する可能性が低い遠隔地にバックアップ用データを保管するにあたり、媒体保管のための専用施設及び人員を確保することが可能となる。					
②委:	託先における取扱者数	<選択肢>					
③委言	託先名	東武デリバリー株式会社					
	④再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない					
再委託	⑤再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)					
	⑥再委託事項	データ保管支援業務					
5. 犋	- 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)					
提供・	移転の有無	[ ]提供を行っている ( )件 [ ]移転を行っている ( )件 [ <b>O</b> ]行っていない					
6. 特	持定個人情報の保管・						
保管場所 ※							
7. 俿	<b>持</b>						
なし							

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

	八月秋ノノール記録分口					
	ひとり親サブシステム項目名					
1	区コード					
2	世帯番号					
3	ひとり親等氏名(漢字)					
4	区コード					
5	町コード					
6	字コード					
7	番地コード					
8	番地編集コード					
9	方書					
10	電話番号					
11	電話番号(呼)					
12	連絡先等(固定電話以外)					
13	児扶手当証番号					
14	制度該当区分					
15	世帯喪失事由					
16	世帯喪失異動日					
17	送付先フラグ					
18	分区フラグ					
19	受給者番号					
20	旧番号					
21	新番号					
22	資格区分					
23	住登外コード					
24	住記個人コード					
25	被災者コード					
26	氏名(カナ)					
27	氏名(漢字)					
28	氏名OVFフラグ					
29	性別					
30	生年月日					
31	続柄コード					
32	国籍コード					
33	最新資格異動事由					
34	最新資格異動日					
35	最新資格異動届出日					
36	資格取得事由					
37	資格取得異動日					
38	資格取得異動届出日					
39	資格喪失事由					
40	資格喪失異動日					
41	資格喪失異動届出日					

42	給付区分
43	給付事由
44	給付該当日
45	給付該当届出日
46	給付非該当日
47	給付非該当届出日
48	児童重度障害医療区分
49	児童重度障害医療該当日
50	児童重度障害医療該当届出日
51	児童重度障害医療非該当日
52	児童重度障害医療非該当日届出日
53	遠隔地証該当コード
54	遠隔地証該当期限
55	遠隔地証届出日
56	年金受給有無

	統合番号連携ファイル項目名				
1	個人番号				
2	統合番号				
3	4情報				
4	業務固有番号				
5	自動応答不可フラグ用サイン				

## Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

## 1. 特定個人情報ファイル名

1. ひとり親サブシステムファイル

## 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容 ・誤って必要以上の情報を記入しない様式で申請を受付ける。

Z 223 1 E 11 Z

1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・不適切な方法で入手が行われるリスク:個人情報の入手については申請によるものであり、それ以外の方法で入手されることはない。 ・入手した個人情報が不正確であるリスク:番号法第16条に基づいた本人確認の措置を行う。
- ・入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク:届出の際の窓口を個別とし、他の住民に情報が漏れないよう配慮している。また、申請書は、鍵付の書庫で管理・保管している。

## 3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容		・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できるようし、目的を超えた紐付けを抑止する。 ・統合番号連携システムでは個人番号、統合番号及び4情報など基本的な情報のみ保持する仕組みとするため、当該事務にて必要のない情報との紐付けは不可能である。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。
リスク	への対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク	2: 権限のない者(元職	員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク
ユーサ	<b>デ認証の管理</b>	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
	具体的な管理方法	顔認証及びID・パスワードの2要素認証対応システムにより管理しており、いつ、誰がシステムを利用したかについても記録を残している。
その他	也の措置の内容	特になし
リスク	への対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

特になし

4. 特	宇定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[  ]委	託しない
リスク	: 委託先における不正	な使用等	のリスク				
	契約書中の特定個人情イルの取扱いに関する	Г	定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めて(	いない
	規定の内容	・目的写、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	利用の原則禁止 複製の原則禁止 の原則禁止	<del>.</del> 是出	項において、次のとおり	規定	
	も先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	Г	十分に行っている	]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っ 3)十分に行っていなし	っている 2) 十分に行い 4) 再委託	
	具体的な方法	·委託契 ·個人情			に以下の約款及び特記 <sub>版取扱特記事項</sub>	事項による。	
その他	也の措置の内容	特になし	,				
リスク	への対策は十分か	[	十分である	]	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	る 2) 十分でる	<u></u> ある
特定個	固人情報ファイルの取扱	いの委託	におけるその他のリ	スク及びその	のリスクに対する措置		
特にな	L						
	定個人情報の提供・移車			ークシステム	*を通じた提供を除く。)	[ ] 摄	供・移転しない
	: 不正な提供・移転が行	<u> </u>			<選択肢>		
	固人情報の提供・移転 るルール	L	定めている	J	1) 定めている	2) 定めてし	いない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	要綱その			国人情報保護条例及び横 。市民局市民情報室市民		
その他	也の措置の内容	アクセン	ス制限により、特定個	∮人情報を排	操作できる作業者を制限	!する。 	
リスク	への対策は十分か	[	十分である	]	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	る 2) 十分でる	<b>ある</b>
特定値 する措		委託や情報	報提供ネットワークシ	·ステムを通	じた提供を除く。)におけ		びそのリスクに対
特にな	L						

6. 情報提供ネットリークン	ノステムとの接続	」接続しない(人手)	[〇」接続しない(提供)				
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	〈横浜市における措置〉     ○統合番号連携システムの画面において、・番号法第9条に定められた事務担当者のみ・統合番号連携システムへのログイン時の職限の割り当てを行い、権限のない事務時は、する。は個人番号、統合番号等の番号入力時はよる検索及び登録を行わない時ではよる検索をできることを問知し、不要な操作による検索をできることを問知し、不要な操作をある。とを問知し、不要な操作を制力を記録することを周知し、不要な操作を制力を記録することを周知し、不要な操作を制力を記録することを周知し、「情報照会とを同知し、「情報に必要な操作を制力により、「情報に受け、「情報に受け、「情報に受け、「は、」」、「情報に対している。「は、」、「は、」、「は、」、「は、」、「は、」、「は、」、「は、」、「は、」	員認証により担当事務を特別を入手できないように制御すまかりだれずからによる入力チー・業務マニュアルを整備した。 量認証に加えて、「誰が」「いまする。 ・ワークシステムに情報照会・(※2)との照合を情報情報を受領してから情報を開きを受領しているを情報を開きをでいるため、不適いでは、ログインの、不適いる。。た特定個人情報の照会及では、ログ・ステムを使用した特の限をのでは、たちには、たちに関をである。たちには、たちには、は、ないない。	まする。担当事務に限定した権 する。 すっとですい、誤入力により と、操作方法、手順等を周知 つ」「どのような操作をしたの を行う際には、情報提供許可 な会を実施することになる。つける法・のが表になる。 はり、目的外提供やセキュリ 員認証の他に、ログイン・ログ な接続端末の操作や、不適切 が照会した情報の受領を行う機 に個人情報の提供に係る情報 であるために使用する				
リスクへの対策は十分か	L	選択肢> 特に力を入れている 課題が残されている	2) 十分である				
リスク2: 不正な提供が行われ	しるリスク						
リスクに対する措置の内容							
リスクへの対策は十分か	1) ]	選択肢> 特に力を入れている 課題が残されている	2) 十分である				
情報提供ネットワークシステム	との接続に伴うその他のリスク及びそのリスク	に対する措置					

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。
- <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特	7. 特定個人情報の保管・消去					
リスク	: 特定個人情報の漏え	い・滅気	と・毀損リスク			
①事故 周知	枚発生時手順の策定・	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行ってい 3) 十分に行っていない	る 2) 十分に行っている
機関に	去3年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[	発生あり ]		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
	その内容	別紙σ	ことおり			
	再発防止策の内容	別紙σ	Dとおり			
その他	也の措置の内容	特にな	に			
リスク	への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定個	固人情報の保管・消去に	おける・	その他のリスク及びその	リスクに対		
特になし						

8. 塩	<b>:</b>			
実施の有無		[〇]自己点検	[〇]内部監査	[ ]外部監査
9. 彼	<b>É業者に対する教育・</b> 原	<b>各発</b>		
従業	者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	」 <選択肢> 1)特に力を入 3)十分に行っ	れて行っている 2) 十分に行っている っていない
大横浜市における措置 > 年に1回、個人情報保護に関する所属研修を実施する。				わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運

## 10. その他のリスク対策

特になし

## Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

### 1. 特定個人情報ファイル名

#### 2. 統合番号連携ファイル

#### 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

## リスク: 目的外の入手が行われるリスク

○データを登録する際の防止措置

・住民登録内の者の分:住民基本台帳への記載時にシステム間で自動的に連携することにより、個人 番号と統合番号及び業務固有番号の正確な紐付けを担保する

・住民登録外の者の分: 乳幼児サブシステムにて業務固有番号を取得後、4情報を確認しながら統合番号連携システムへ入力し、正確な紐付を行う。 〇統合番号連携システムの検索画面を使用する際の措置

リスクに対する措置の内容

・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。

・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知 する。

,。。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたの か」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。

リスクへの対策は十分か

十分である

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

2) 十分である

2) 十分である

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

特になし

#### 3. 特定個人情報の使用

リスクに対する措置の内容

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した 権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できるようし、目的を超えた紐付けを 抑止する。

・統合番号連携システムでは個人番号、統合番号及び4情報など基本的な情報のみ保持する仕組みと するため、当該事務にて必要のない情報との紐付けは不可能である。

・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知

〈選択肢〉

・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたの か」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。

十分である へ選が成/ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク <選択肢> ユーザ認証の管理 行っている ] 1) 行っている 2) 行っていない ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した 権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録できる仕組みとする。 ・職員ごとにユーザIDとパスワードを発効する。なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利 具体的な管理方法 用を禁止する。 ・同一ユーザIDの同時ログインを制限する。 ・顔認証及びID・パスワードの2要素認証対応システムにより管理しており、いつ誰がシステムを利用し たかについても記録を残している。 その他の措置の内容 特になし く選択肢> [ 十分である へ選択版プ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

特になし

4. 特	<b>定個人情報ファイル</b>	の取扱いの委託			[ ]委託しない
リスク	: 委託先における不正	な使用等のリスク			
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[ 定めている		択肢> ?めている	2) 定めていない
	規定の内容	る。 ・従事する者の担当業務を特定 イルのみアクセスできる仕組み	定する。担当業務 よとする。	られている。 に限定した権限の割り	の申請を受け、管理者が承認すり当てを行い、権限のある業務ファ る不正を防止する観点から、共用
	任先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[ 十分に行っている	」 1) 特	択肢> ドに力を入れて行ってし ・分に行っていない	いる 2)十分に行っている 4)再委託していない
	具体的な方法	横浜市個人情報の保護に関す ・委託契約約款 ・個人情報取扱特記事項 ・電子計算機処理等の契約に			·項による。
その他	也の措置の内容	特になし			
リスク	への対策は十分か	[ 十分である	] <選 1)特 3)謂	択肢> に力を入れている !題が残されている	2) 十分である
特定侧	固人情報ファイルの取扱	いの委託におけるその他のリス			
特にな	el.				
5. 特	定個人情報の提供・移り	転(委託や情報提供ネットワー	クシステムを通り	こた提供を除く。)	[〇]提供・移転しない
リスク	: 不正な提供・移転が	うわれるリスク			
	固人情報の提供・移転 るルール	[	] 〈選	択肢> !めている	2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法				
その他	也の措置の内容		. 177		
リスク	への対策は十分か	[	1) 特	択肢> に力を入れている !題が残されている	2) 十分である
特定( する措		を託や情報提供ネットワークシス	ステムを通じた提	:供を除く。)におけるそ	その他のリスク及びそのリスクに対

#### 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内 容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対 応している。
- <中間サーバ・ -・プラットフォームにおける措置>
- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総 合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)してお り、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏 えい等のリスクを極小化する。

_	ALC: NO. OF PERSONS ASSESSED.		-	-	4410 L
	特定化	村 人 作響	動の	또 얼마 .	

リスク	リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク					
①事故 周知	枚発生時手順の策定・	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				
機関に	53年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	【選択肢> 【 発生あり 】 2)発生なし 2)発生なし				
	その内容	別紙のとおり				
	再発防止策の内容	別紙のとおり				
その他の措置の内容		特になし				
リスクへの対策は十分か		〈選択肢〉   十分である				

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

特になし

## 8. 監査

[ O ] 内部監査 実施の有無 [ 〇 ] 自己点検 [ ] 外部監査

#### 9. 従業者に対する教育・啓発

十分に行っている ] へ 送が取り 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない 従業者に対する教育・啓発

<横浜市における措置>

年に1回、個人情報保護に関する所属研修を実施する。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資 具体的な方法 材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続 運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施するこ ととしている。

## 10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラ シの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実 現する。

# Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・	コ <del></del>
①請求先	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882 鶴見区役所 区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680 神奈川区役所 区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021 西政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321 中区役所 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321 中区役所 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121 南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町 2-33 045-341-1112 港市区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港区港南4-2-10 045-847-8321 保土ケ谷区役所 区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ケ谷区川辺町2-9 045-334-6221 旭区役所 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ケ峰1-4-12 045-954-6023 破产投票 区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335 金沢区役所 区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区定亀2-9-1 045-788-7721 港北区役所 区政推進課広報相談係 226-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221 総区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市静区专山町118 045-930-2220 青宮役所 区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ケ尾町31-4 045-978-2221 都筑区役所 区政推進課広報相談係 244-0032 横浜市青葉区市ケ尾町31-4 045-978-2221 郡筑区役所 区政推進課広報相談係 244-0031 横浜市青塚区戸塚町16-17 045-866-8321 学区设所 区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321 学区设施
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 (指定様式はこちら http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/shiminjoho/) 請求先に持参又は郵送。
③法令による特別の手続	特になし
④個人情報ファイル簿への不 記載等	特になし
2. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
①連絡先	健康福祉局生活福祉部医療援助課 横浜市中区本町6-50-10 045-671-4115
②対応方法	窓口、電話等の問合せは随時対応し、必要に応じて対応記録を残す。

# V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	1. 基礎項目評価					
①実施日	令和3年2月26日					
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)					
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取【任意】					
①方法						
②実施日·期間						
③主な意見の内容						
3. 第三者点検【任意】						
①実施日						
②方法						
③結果						

# (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号	【照会】 番号法第19条第8号	事後	記載事項の整理
平成31年3月8日	I基本情報 6. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	健康福祉局生活福祉部医療援助課長 岩崎均	医療援助課長	事後	その他の項目であり、事前の公表が義務付けられない
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(ひとり親サブシステムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[O]移転を行っている( 3)件	[O]移転を行っている( 4)件	事後	その他の項目であり、事前の 公表が義務付けられない
	II 特定個人情報ファイルの概要(ひとり親サブシステムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ①法令上の根拠		番号法第19条第8号 別表第二第26項 横浜市行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律の施行に 関する条例第3項	事後	その他の項目であり、事前の公表が義務付けられない
	II 特定個人情報ファイルの概要(ひとり親サブシステムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ①法令上の根拠		番号法第9条第2項 横浜市行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律の施行に 関する条例第2項	事後	その他の項目であり、事前の公表が義務付けられない
	II 特定個人情報ファイルの概要(ひとり親サブシステムファイル)5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先3		番号法第19条第8号 別表第二第87項 横浜市行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律の施行に 関する条例第3項	事後	その他の項目であり、事前の 公表が義務付けられない

平成31年3月8日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要(ひとり親サブシステムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4	(追加)	健康福祉局医療援助課		その他の項目であり、事前の公表が義務付けられない
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(統合番号連携ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	・統合番号を用いて、情報照会、情報提供業務を行う。	・統合番号を用いて、情報照会を行う。	生 42	その他の項目であり、事前の 公表が義務付けられない
平成31年3月8日		個人ごとのログインIDとパスワードにより管理しており、いつ、誰がシステムを利用したかについても記録を残している。			セキュリティリスクを低減させ る変更のため、事前の公表が 義務付けられない
平成31年3月8日		(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	第16号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、	事後	表現の軽微な変更
平成31年3月8日	Ⅲリスク対策(統合番号連携 ファイル) 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に利用される リスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録できる仕組みとする。	・統合番号連携システムへのログイン時の職員 認証により担当事務を特定する。担当事務に限 定した権限の割り当てを行い、権限のある事務 のみ情報の検索及び登録できる仕組みとする。 ・職員ごとにユーザIDとパスワードを発効する。 なりすましによる不正を防止する観点から、共 用IDの利用を禁止する。 ・同一ユーザIDの同時ログインを制限する。 ・顔認証及びID・パスワードの2要素認証対応システムにより管理しており、いつ誰がシステムを 利用したかについても記録を残している。	事後	表現の軽微な変更

平成31年3月8日	Ⅲリスク対策(統合番号連携 ファイル) 6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続 リスク1:目的外の入手が行わ れるリスク リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法第19条第1項第7号、第8号及び 第16号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、 情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報を リスト化したもの。	事後	表現の軽微な変更
平成31年3月8日	IV開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 ①請求先	港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0004 横浜市港 南区港南中央通10-1 045-847-8321 泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0016 横浜市泉 区和泉町4636-2 045-800-2335	港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港 南区港南4-2-10 045-847-8321 泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉 区和泉中央北5-1-1 045-800-2335	事後	その他の項目であり、事前の公表が義務付けられない
令和3年2月26日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の内容	(以下「番号法」という。)	(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)	事後	表現の軽微な変更
令和3年2月26日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	しとり親サブシステムファイル、統合番号連携 ファイル	1. ひとり親サブシステムファイル 2. 統合番号連携ファイル	事後	表現の軽微な変更
	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第2項 横浜市行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律の施行に 関する条例第4条第1項	・番号法第9条第2項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律の施行 に関する条例(平成27年9月横浜市条例第52 号)第4条第1項	事後	表現の軽微な変更
令和3年2月26日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会】	【情報照会】	事後	表現の軽微な変更
节和3年2月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要【ひとり親サブシステム ファイル】 1. 特定個人情報ファイル名	ひとり親サブシステムファイル	1. ひとり親サブシステムファイル	事後	表現の軽微な変更
令和3年2月26日	II 特定個人情報ファイルの 概要【ひとり親サブシステム ファイル】 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	健康福祉局医療援助課	健康福祉局生活福祉部医療援助課	事後	表現の軽微な変更

令和3年2月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要【ひとり親サブシステム ファイル】 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 移転先1~移転先4 ①法令上の根拠	番号法	・番号法	事後	表現の軽微な変更
令和3年2月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要【ひとり親サブシステム ファイル】 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 移転先1~移転先4 ①法令上の根拠	横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に 関する条例	・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例(平成27年9月横浜市条例第52号)	事後	表現の軽微な変更
令和3年2月26日	II 特定個人情報ファイルの概要【ひとり親サブシステムファイル】 6. 特定個人情報の保管・消去	ターに設置しており、データセンターへの入館及 びサーバー室への入室を厳重に管理する。	・中間サーバー・プラットフォームはデータセン ターに設置している。データセンターへの入館、	事後	表現の軽微な変更
令和3年2月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要【統合番号連携ファイル】 1. 特定個人情報ファイル名	統合番号連携ファイル	2. 統合番号連携ファイル	事後	表現の軽微な変更
令和3年2月26日	I 特定個人情報ファイルの概要【統合番号連携ファイル】 6. 特定個人情報の保管・消 去 保管場所	ターに設置しており、データセンターへの入館及	・中間サーバー・プラットフォームはデータセン ターに設置している。データセンターへの入館、	事後	表現の軽微な変更
	Ⅲ リスク対策【ひとり親サブシステムファイル】 1.特定個人情報ファイル名	ひとり親サブシステムファイル	1. ひとり親サブシステムファイル	事後	表現の軽微な変更

	Ⅲ リスク対策【ひとり親サブシステムファイル】 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2)番号法第19条第7号、第8号及び第16号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	表現の軽微な変更
	Ⅲ リスク対策【ひとり親サブシステムファイル】 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 其体的な方法		<中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	表現の軽微な変更
令和3年2月26日	Ⅲ リスク対策【統合番号連携 ファイル】 1. 特定個人情報ファイル名	統合番号連携ファイル	2. 統合番号連携ファイル	事後	表現の軽微な変更
	Ⅲ リスク対策【統合番号連携ファイル】 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク1:目的外の入手が行われるリスク	(※2)番号法第19条第7号、第8号及び第16号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	表現の軽微な変更
令和3年2月26日	Ⅲリスク対策【統合番号連携 ファイル】 6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続 リスク2:不正な提供が行われ るリスク リスクに対する措置の内容	・特に慎重な対応が求められる情報については 自動応答を行わないように	・機微情報については自動応答を行わないように	事後	表現の軽微な変更

令和3年2月26日		る職員及び事業者に対し、ゼキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うことと	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	表現の軽微な変更
令和3年2月26日	1. 特疋個人情報の開示・訓  正・利田停止詩士	市民局市民情報センター 231-0017 横浜市中	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0005 横浜市中 区本町6-50-10 045-671-3882		その他の項目であり、事前の 公表が義務付けられない
令和3年2月26日	2. 特定個人情報ファイルの取		健康福祉局生活福祉部医療援助課 横浜市中区本町6-50-10 045-671-4115		その他の項目であり、事前の公表が義務付けられない

	公表年月日	内容	件数	関する重大事故の内容及び再発防止策の内容 再発防止策
1		地域ケアプラザ(指定管理者が運営)において、通所介護送迎時に使用する送迎車用ファイル1冊(139人分)を紛失した。ファイルは直後に隣接する消防署の職員により地域ケアブラザ裏の路上で拾得され、警察に届けられていたため、回収した。	139件	⟨地域ケアプラザ⟩ 「個人情報保護マニュアル」の改定を検討する。また、送迎を担当する職員は、ファイルの持ち出しはせずに、必要な情報を地域ケアプラザ内で確認する。 それに加えて、全職員に事例を共有し、個人情報の取り扱りに対すると問義では、再発しま物でする。  「はなれるといるとない、再発しまる物でする。」  「おいまれる」ではなる。 」 「おいまる地でする」  「おいまればいまる地でする」 」 「おいまる地でする」 」 「おいまる地でする。」 」 「おいまる地でする」 」 「おいまる地でする。」  「おいまるいまる地でする。」 「おいまるいまる地でする」 」 「おいまるいまる地でする」 」 「おいまるいまるいまるいまるいまるいます。」  「おいまるいまるいまるいまるいまるいます。」 「おいまるいまるいまないまた。」 「おいまるいまるいまないまた。」 「おいまるいまた。」 「おいまるいまないまた。」 「おいまるいまた。」 「おいまるいまたるいまた。」 「おいまるいまたるいまたるいまたるいまたるいまたるいまたるいまたるいまたるいまたるい
2	平成30年8月9日	水道局の責任職が、職務上携帯している公用の携帯電話を帰宅途中に紛失した。携帯電話は、セキュリティロックをしていたが、水道局責任職が保有する公用携帯電話の電話番号、メールアドレス、水道局の職場電話番号及び水道局責任職の自宅又は個人携帯電話番号(158人分)が登録されていた。	158件	勤務時間内外における公用携帯電話の管理を徹底するとともに、職務上取り扱う情報についても管理を徹底し、あらためて公用携帯電話を携帯する全職員へセキュリティロックを設定すること等の注意喚起をする。
3	平成30年10月26日	地域ケアブラザ(指定管理者が運営)において、子育て情報の電子メールを送信する際、配信登録している方(123人分)のメールアドレスを、他の受信者のメールアドレスが判別できない方式(BCC)に設定して送信すべきところ、全員のメールアドレスが表示された状態(TO)で一斉送信した。	123件	外部の複数のメールアドレス宛にメールを送信する際は、 BCC にメールアドレスを入れることを確実に実施する。また、ダブルチェックの実施について再度周知し、徹底する。
4	平成31年2月25日	「広報よこはま」の配送を受託しているドライバー(再委託者)が当日の配送終了後、配送先(自治会等)の担当者氏名、住所、電話番号等が記載された配送伝票を車に残したまま、事業所に戻らずに自宅近くの駐車場に車を一晩駐車していたところ、車上荒らし被害にあい当該配送伝票を盗まれた。	189件	車から長時間離れる際には、車内に配送伝票を残さないよう徹底するとともに、個人情報の取扱いについて、個人情報取扱特記事項に基づき、適正に運用するよう事業者に対して再度指導した。
5	令和元年9月27日	横浜市プレミアム付商品券事業における子育て世帯分の購入引換券について、世帯主の前住所地へ誤送付してしまったものがあった。	410件	住所情報を、抽出処理時点の最新のものにする「更新」の作業が抜けていたことにより、前住所地が抽出されてしまった。 再発防止策として、委託業者と抽出要件を再協議し、今後は更新作業をした上で送付先住所の抽出処理を行うことを確認した。さらに発送前に最新住所情報と照合し、より発送日に近い情報に更新することとした。
6	令和2年1月10日	都筑区役所の職員が、区民向けの公開 講座に参加した市民1名に対して、区民 活動センターの登録団体の一覧データ を電子メールに添付して送信したが、添 付したデータに登録団体参加者の個人 情報が含まれていた。		個人情報の有無でデータの格納場所を分離し、取り違いを 防止するとともに、個人情報を含むデータにはパスワードを 設定し管理を徹底する。 また、庁外向けにメールを送信する際の運用ルール遵守を 徹底し、再発防止に努める。
7	令和2年1月21日	金沢区と協定を結んでいる自治会・町 内会について災害時要援護者名簿を作 成しているが、名簿登載に当たり新たに 意思確認が必要となる対象者の抽出方 法に誤りがあり、本人に意思確認をしな いまま名簿に登載し住所地の自治会・ 町内会に提供していた。	779件	災害時要援護者名簿を更新する際には、対象者一人ずつ 意思確認の有無を確認した上で行う。 また、名簿更新に関する事務を改めて見直し、マニュアルを 整備するとともに、マニュアルの遵守を職員に徹底する。
8	令和2年6月8日	とつか区民活動センター(横浜市とNPO 法人が協働運営)において、講座情報 についての電子メールを送信する際、 配信登録をしている団体のメールアドレスを、他の受信者のメールアドレスが判別できない方式(BCC)に設定して送信すべきところ、全員のメールアドレスが表示された状態(TO[宛先])で一斉送信した。	138件	外部のメールアドレスあてにメールを送信する際は、BCC欄にメールアドレスを入れることを確実に実施する。また、ダブルチェックの実施についても再度周知、徹底する。
9	令和2年6月19日	自然体験施設(指定管理者が運営)に おいて、指定管理者が把握する全メー ルアドレスをメールの本文に記載し、か つ、全ての宛先に送信した結果、メール アドレスと氏名、組織名が流出した。	254件	個人情報の適正な取り扱い及びメールの適正・的確な使用 方法について再確認するとともに、研修やダブルチェックに よる確認等、再発防止策について指定管理者に改めて指導 する。